

青森県報

令和八年
一月七日
(水曜日)
第千十二号

第千十二号

令和八年一月七日

青森県知事 宮下宗一郎

目次

公 告

- 青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札……(財産管理課) : 一
- 大規模小売店舗の変更の届出……(地域企業支援課) : 三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……(同) : 四
- 建設業者の許可の取消し……(同) : 四
- 右 同……(東青県土整備事務所) : 四
- 右 同……(中南県土整備事務所) : 五
- 右 同……(三八県土整備事務所) : 五
- 右 同……(同) : 五
- 右 同……(上北県土整備事務所) : 六
- 右 同……(同) : 六

公 告

青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

- 一般競争入札に付する事項
- 調達件名及び数量

青森県庁舎で使用する電気の供給

契約電力 千八百キロワット

予定使用電力量 六百八十九万キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

1 供給期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十日まで

3 供給場所

青森県庁舎(青森市長島一丁目一の二)

4 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価(小数点第二位まで)及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価(小数点第二位まで)を根拠とし、県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とする。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

5 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令第百六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。
- 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。)第一百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 令和七年二月十日青森県告示第六十号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者の資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和八年一月三十日までに青森県財務部財産管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容や電力供給に係る見通し及び方法等について、説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに応じなければならない。
- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県財務部財産管理課財産管理グループ
電話 ○一七一七三四一九〇九五

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一
青森県財務部財産管理課

電話 ○一七一七三四一九〇九五

八 入札の日時及び場所

1 日時

令和八年二月二十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目一の一
青森県庁舎東棟一階 百三十五会議室

九 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

About 6,890,000 kWh supply of electricity to the Aomori

Prefectural Office

2 Time-limit for tender:

20 February, 2026

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Property Management Division

Department of Financial Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮下宗一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

11 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の1

代表取締役 三浦建彦

III 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前                                                          | 変 更 後                                                          | 変更年月日                                                                                   | 大規模小売店舗の配設に係る事項 |        |
|-----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|
|     |                                                                |                                                                |                                                                                         | 設置の位置及び容量       | 設置する事項 |
|     | 廃棄物保管施設<br>五一小立法メートル<br>合計<br>五一立方メートル<br>(位置は届出書添付<br>図面のとおり) | 廃棄物保管施設<br>五一小立法メートル<br>合計<br>二八立方メートル<br>(位置は届出書添付<br>図面のとおり) | 廃棄物保管施設①<br>二八立方メートル<br>廃棄物保管施設②<br>二八立方メートル<br>合計<br>一〇七立方メートル<br>(位置は届出書添付<br>図面のとおり) | 令和<br>八・一・三     |        |
|     |                                                                |                                                                |                                                                                         |                 |        |

四 届出年月日

令和七年十一月十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所
- 2 期間 令和八年一月七日から同年五月七日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 4 記載事項 青森県経済産業部地域企業支援課
- 5 意見書の提出なし
- 6 意見書の提出 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
- 1 提出期限 令和八年五月七日
- 2 提出先 令和八年五月七日
- 3 記載事項 青森県経済産業部地域企業支援課
- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語 意見書は、日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮下宗一郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 場所 東青森駅構内商業施設
- 2 期間 青森市大字田屋敷字増田一六の二 外
- 3 時間 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 日本貨物鉄道株式会社
- 4 代表取締役 犬飼新
- 5 市町村の意見の概要 本市において災害が発生する又は発生のおそれがある場合、市民等が一時的に避難する場所として駐車場等の敷地の一部の使用や避難者への物資の提供など、災害時等の支援に係る協定等の締結について検討いただきたい。（指針二-1（4））
- 6 意見書の提出なし
- 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
- 1 提出期限 令和八年一月七日から同年二月九日まで
- 2 提出先 令和八年一月七日から同年二月九日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 4 言語 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮下宗一郎

一 商号又は名称 有限会社架設技建

二 代表者の氏名 須藤恒三  
 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字林本六の二  
 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第二〇〇〇四三号  
 五 取消年月日 令和七年十月三十日  
 六 取消しに係る建設業の許可

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

五 取消年月日 令和七年十月三十日

六 土木工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 須藤重機  
 二 氏名 須藤教次  
 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大森字勝山四三の一  
 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一六九九三号  
 五 取消年月日 令和七年十一月五日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 七 土木工事業に係る一般建設業の許可  
 八 取消しの原因となつた事実

令和七年十月十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。これが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社小貝工業所  
 二 代表者の氏名 小貝佳央  
 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一一の四  
 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一二七四〇号  
 五 取消年月日 令和七年十一月六日

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

六 取消しに係る建設業の許可

七 管工事業に係る一般建設業の許可

令和七年五月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社上茂興業

二 代表者の氏名 上村信寿

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字直田堰六の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第三〇〇一八〇〇号

五 取消年月日 令和七年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 管工事業に係る一般建設業の許可

令和七年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 二北開発株式会社

二 代表者の氏名 岡山昭五

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山三三〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第四三一一号

五 取消年月日 令和七年十一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 造園工事業に係る一般建設業の許可

令和七年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ササ・カオ建築工業

二 代表者の氏名 佐々木伸之

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字藤島字角倉内沢一二九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第五〇〇七一四号

五 取消年月日 令和七年十一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

令和七年四月二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出する。

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

---

(発行所  
青森市長・島一丁人)  
森目一番一  
県号

(印刷所  
青森市第二間奥印刷株式会社  
東奥印刷株式会社  
三丁目七番七号)

定価小口一枚二付二十一円七十七銭  
毎週月・水・金曜日発行